

5 参考資料

1 協働事業提案制度の件数推移

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
説明会	20	8	16	5	8	15	7	16	10	11	-	9	-
事前相談	-	-	-	-	-	-	2	10	6	6	-	4	
事前協議	-	-	-	-	-	-	1	8	3	4	-	2	
提案事業	11	6	6	6	6	8	1	7	3	3	-	2	
2次選考	6	4	3	4	4	5	1	5	2	3	-	2	
採択事業	2	2	1	2	2	3	1	2	2	2	-	0	
課題提案	1	1	1	2	3	2	1	1	3	1	2	3	1

備考1 平成22年度から令和4年度までの採択事業数(自由提案及び課題提案の合計件数)は○件

2 H27年度、H30年度は、採択された団体のうちそれぞれ1団体が辞退

3 平成22年度から令和4年度までに区から提起した課題の件数は22件

4 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、募集中止

5 令和4年度は、課題提案のみ募集

2 江東区協働事業提案制度採択事業一覧

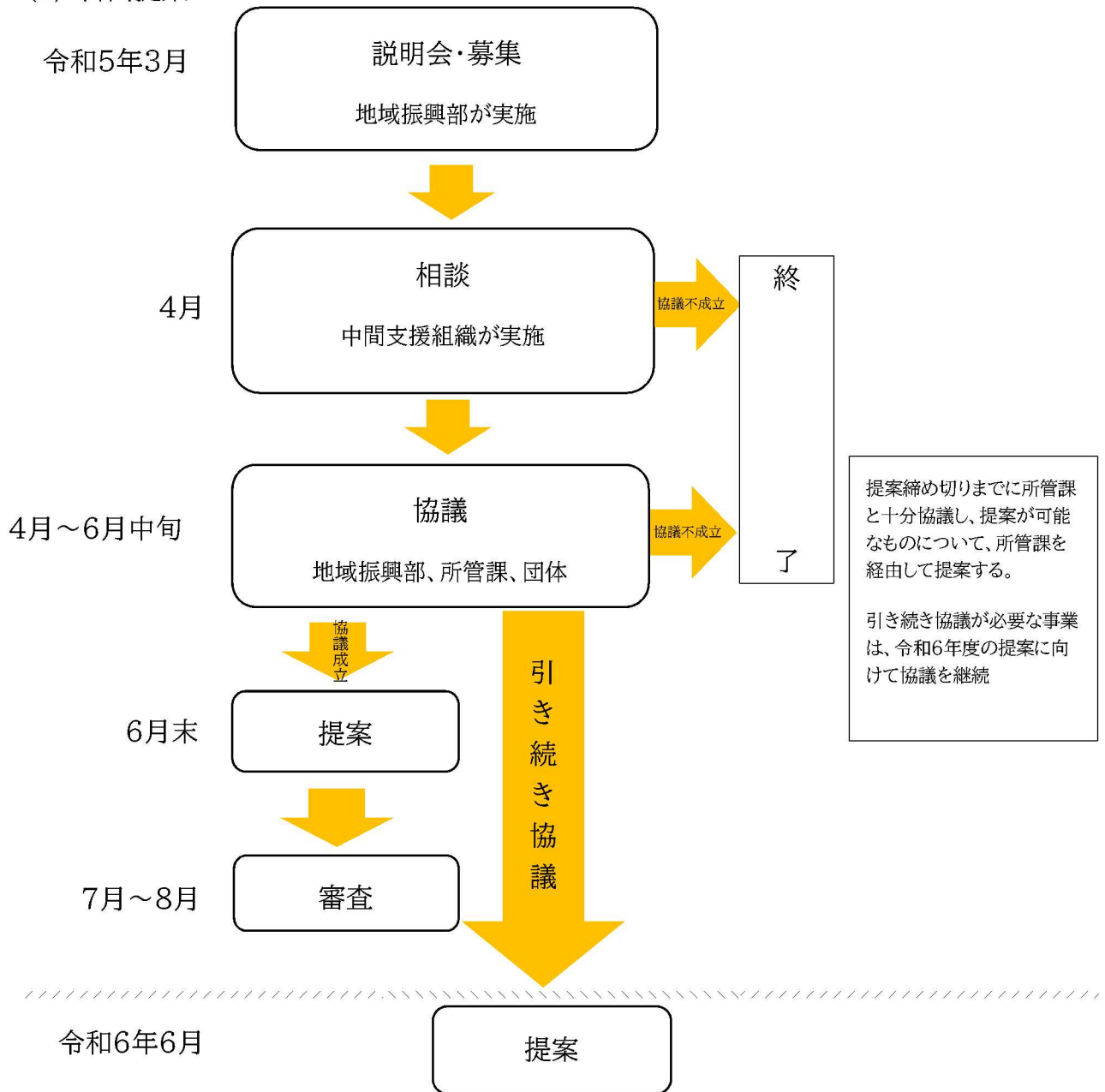
採択年度	提案団体	採択事業の名称	採択事業概要	◎事業担当課 ○事業関係課
H22	朗読の会 マザー・グース	スクリーンシアター上演事業	子供たちに戦争の怖さや悲しさ、助け合って生きることの大切さを伝える紙芝居の絵をスクリーンに投影しながら、朗読劇を上演する。(会場は小学校等)	◎指導室 ○放課後支援課
	木場プレーパーク ぼうけん隊	プレーパーク(冒険あそび場)運営事業	子ども達が「生きる力」を育む豊かな外遊びを推進する。都立木場公園等におけるプレーパーク(冒険あそび場)事業。地域の大人が子どもたちの遊びを見守り、地域の子育て支援拠点ともなる。	◎子育て支援課 ○放課後支援課 ○水辺と緑の課
H23	東京都印刷工業組合江東支部	こうとうむかしばなし	江東区の昔から言い伝えられている伝統行事や、地場産業、さらに地域の名称など、親と子が共に興味を持てる地域に密着した題材の絵本を作り、その絵本の読み聞かせを行う場所に提供し、さらにホームページ上でも無償で提供をする事で、その絵本に触れやすくする。 そしてその絵本の読み聞かせを行う事で、子どもたちに興味を持たせ、さらに親に提供する事により、親と子がその絵本を通じ親子間のコミュニケーションを促進させる事を目的とする。	◎広報広聴課 ○文化観光課 ○指導室 ○江東図書館
	南砂線路公園の環境を守る会	公園を通じた地域コミュニティ形成活動事業～区民がつながり守り育てる公園づくり～	身近な公園での住民参加による維持管理活動(公園の清掃、除草、花壇等の手入れ)を行い、地域のニーズに合った公園の有効活用に道を開き、住民にとって公園がより身近で親しみあるものとする。 南砂線路公園の定期的な維持管理活動を中心にしながら、ワークショップや様々なイベントを企画、実施し、公園を通じた楽しいボランティア活動をより活発にして、地域の住民がつながりあう新たなコミュニティ活動の形成をはかる。	◎施設保全課 ((旧)水辺と緑の課) ○温暖化対策課 ○環境保全課 ○清掃リサイクル課
H24	こうとう親子センター	家庭訪問型子育て支援	子育てで不安を解消し、児童虐待等を未然に防止する目的で、週1回2時間程度、無償のボランティアが家庭を訪問して、子育て支援を行う。年間を通して事務局・ビジター会議、講演会・養成講座等を行う。	◎子育て支援課 ○保健予防課

H25	朗読の会 マザー・グース	こども読書活動に関わる人材の育成	江東区における「こども読書活動」の輪を広げ、充実させることを目的に、こども読書活動に関心をもっている人を対象に、図書館、区民会館等で、1回90分(全4回)の出前講座を託児付きで開催し、ワークショップ形式で読み聞かせ方の基本的技術、本の選び方などを指導する。	◎江東図書館
	NPO法人 東京バリアフリー ツアーセンター	江東区内災害時、歩行困難者・避難所のバリアフリー調査	江東区内における災害時避難所のバリアフリー調査を実施し障害者が避難できるか施設調査する。調査した内容を基に避難所の施設情報を作成し、高齢者や障害者及び介助者が避難をし易くする。	◎防災課 ○障害者支援課 ○学校施設課
H26	NPO法人ことばの道案内	江東区内ことばの道案内作成・提供事業	視覚障害者及び視力の衰えた高齢者等のより安全な外出を支援し、社会参加を進めるため、公共施設へのことばの道案内を作成し、音声対応したインターネット環境で提供する。	◎障害者支援課○広報広聴課
	NPO法人 東京バリアフリー ツアーセンター	江東区内「だれでもトイレ」の詳細情報の調査	江東区内の公園、駅、商業施設に設置されている「だれでもトイレ」を障害者当事者が調査し、その情報を分かりやすい形に再構築し、提供する。	◎まちづくり推進課 ○施設保全課 ○障害者支援課
H27	みどりネットKoto	コミュニティガーデンによる花とみどりに彩られたまちづくりの推進	コミュニティガーデン活動(以下、CG活動)の普及、活性化に向け、①講座や緑のフェスティバルの開催②CG活動普及に向けたワークショップ・講演会の実施、パンフレットの作成を行い、花とみどりによるまちづくりの推進を図る。	◎施設保全課
	ママリングス	こうとう子育てメッセ	地縁のない区民や外国人等への子育て支援情報提供を目的に、「子育てメッセ」を開催する。実行委員会の参加を促すため、学習会を実施し、情報共有を図る。また、子育てガイドブック、マップ、リーフレット等を作成も行う。	◎子育て支援課
H28	一般社団法人 江東ウィズ	地域障害者交流事業 さるえ	障害を理解するきっかけづくりとして、障害の有無に関わらず共に楽しみ、交流できる事業(コンサート、ウォークラリー)を実施する。実施にあたり、区内の大学、高校、専門学校にボランティアの募集を呼びかけ、事業を通じてボランティアの育成を図る。また、1年目のボランティア参加者が2年目の事業の中心となっていくことで、ボランティアの定着を図り、事業が継続する体制づくりをする。 【2年実施事業】	◎障害者支援課

H29	NPO法人 外国語ボランティア・コートーク	在日外国人子女に対する学習・日本語支援事業 (名称変更) 日本語指導が必要な児童・生徒への学習・日本語支援事業	外国人子女(小・中学生)に対し、週1～2回無償で学校の授業の理解を助けるべく学習指導の補助、必要に応じて日本語指導を行う。学校の教室を借りて実施するが、支援は学校単位ではなく、希望児童全てを対象とし、要請により他校での出張実施や保護者と学校間の通訳支援なども行う。	◎指導室
	NPO法人 江東区の水辺に親しむ会	豊洲マリーナ(仮称)を利用した水辺のスポーツ/セーリングの啓発 (名称変更) 身近な水辺を利用したセーリングの啓発による地域活性化事業	バリアフリーをコンセプトに設計された安全で操作が簡単なアクセスディンギ(超小型ヨット)の乗船体験会を通じ、こどもから高齢者、障害者まで世代等の隔たりなく交流する機会を創出する。併せて水辺の安全教育の実施、マリンスポーツの普及及び海洋環境保全の啓発を図る。	◎地域振興課 ○スポーツ振興課 ○施設保全課 ○まちづくり推進課
H30	一般社団法人江東区薬剤師会	ブラウンバッグ推進活動	薬を多剤服用している患者等に対し、自宅にある薬(服用中及び過去に処方されたものなど)を薬局に持参するためのバックを配布する。そのバックの活用を図ることで、患者の残薬状況の確認が促進され、薬の飲み間違えの防止など安全性が担保される。また、患者の残薬を整理し、使用できる薬を活用することで、医療費削減につなげる。	◎医療保険課
R1	江東区文化観光ガイドの会	江東区のパブリックアートを活用した観光振興 (名称変更) パブリックアートを活用した観光振興	区内に設置されたパブリックアート(約80箇所)について、観光資源としての活用を図るため、現状の確認と作成経緯等を調査し、その情報を公開するほか、それらを活用した新たな観光ルートを開拓することで、江東区の更なる観光振興につなげる。	◎文化観光課 ○河川公園課 ○道路課 ○施設保全課
	一般社団法人 ママリングス	こどもの安心安全ネットワーク「脱孤育て®プロジェクト」～こども虐待0の街づくり～ (名称変更) 脱孤育て推進事業	地域で子育てを支えるより強固なネットワーク構築に向け、地域支援者向けの「こども虐待予防研修プログラム」を策定し、周知のためのシンポジウムを開催するほか、子育て応援マップの作成及び策定したプログラムの実施を通じ、「こども虐待0の街」を実現するための取組みを推進する。 【2年実施事業】	◎こども家庭支援課 ○青少年課 ○福祉課
R2	募集中止			
R3	採択事業なし			

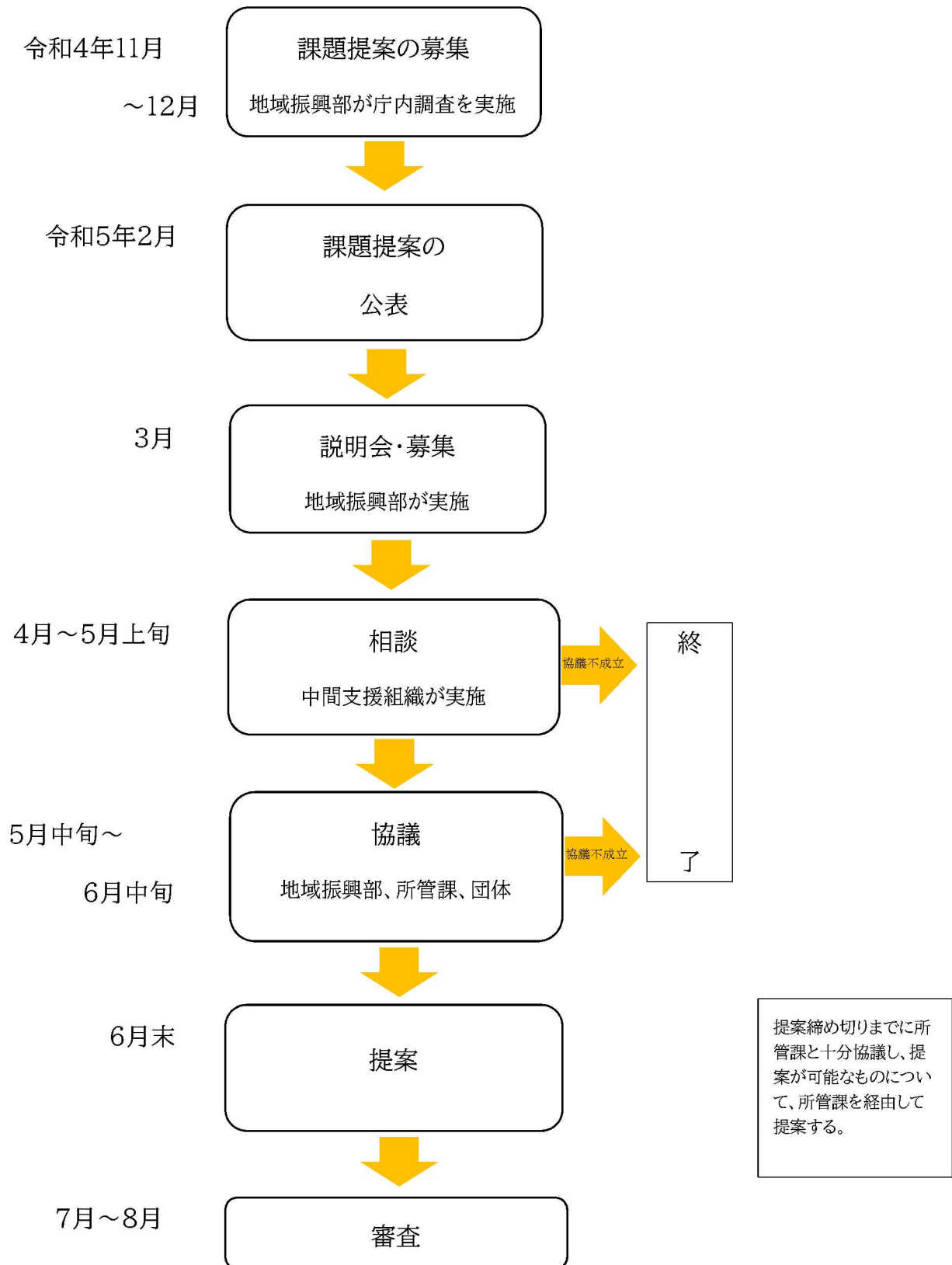
3 令和5年度の提案制度

(1) 自由提案



※中間支援組織への相談は、中間支援組織を開設する令和5年4月以降とし、それ以外の流れは令和6年度以後と同様

(2) 課題提案



※中間支援組織への相談は、中間支援組織を開設する令和5年4月以降とし、それ以外の流れは令和6年度以後と同様

4 名簿

(1) 江東区区民協働推進会議委員

	氏名	所属
1	枝見 太朗	一般財団法人 富士福祉事業団 理事長
2	大島 隆代	早稲田大学 人間科学部准教授
3	新田英理子	一般社団法人SDGs 市民社会ネットワーク 事務局長
4	野村 充	公募委員
5	木村 千瑛	公募委員
6	中安 敬子	NPO法人マザーツリー自然学校 理事長
7	石塚 めぐみ	東京中小企業家同友会江東支部 副支部長
8	榎本 直樹	社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 江東ボランティア・センター所長
9	山口 遥	公益財団法人 江東区文化コミュニティ財団 管理課長
10	堀田 誠	地域振興部長

(2) 協働推進検討委員会・幹事会

【検討委員会委員】

1	委員長	地域振興部長	堀田 誠
2	副委員長	政策経営部長	長尾 潔
3	委員	総務部長	綾部 吉行
4		区民部長	老川 和宏
5		福祉部長	武越 信昭
6		障害福祉部長	岩井 健
7		生活支援部長	市川 聡
8		健康部長	北村 淳子
9		こども未来部長	油井 教子
10		環境清掃部長	石井 康弘
11		都市整備部長	炭谷 元章
12		土木部長	杉田 幸子
13		教育委員会事務局次長	杉村 勝利
14		江東区社会福祉協議会事務局長	伊東 直樹

【幹事会】

1	幹事長	地域振興部区民協働推進担当課長 (地域振興課長兼務)	加川 彰
2	副幹事長	政策経営部企画課長	大塚 尚史
3	幹事	政策経営部財政課長	保谷 俊幸
4		総務部総務課長	岩瀬 亮太
5		区民部区民課長	河野 佳幸
6		福祉部福祉課長	山崎 岳
7		障害福祉部参事(障害者施策課長事務取扱)	大江 英樹
8		生活支援部医療保険課長	堀 貴美子
9		健康部健康推進課長	干泥 功夫
10		こども未来部こども家庭支援課長	鳥谷部 森夫
11		環境清掃部温暖化対策課長	関戸 佳子
12		都市整備部都市計画課長	立花 信行
13		土木部参事(管理課長事務取扱)	伊藤 裕之
14		教育委員会事務局庶務課長	星名 剛
15		江東区社会福祉協議会事務局 総務課長	西野 裕音

5 要綱

(1) 江東区区民協働推進会議設置要綱

江東区区民協働推進会議設置要綱

平成22年4月1日

(設置)

第1条 江東区における町会・自治会、ボランティア、NPO等団体や事業者とともに地域課題の解決に取り組む協働を推進するため、江東区区民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 江東区地域課題の解決又は地域の発展について、町会・自治会、ボランティア団体、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、社会貢献活動を行う事業者その他の営利を目的としない公益的な活動を主体的に行う団体（以下「公益活動団体」という。）と区が、協力して取り組むことをいう。
- (2) 協働事業提案制度 地域課題の解決又は地域の発展を図るために、公益活動団体から、区と協働で取り組む事業の提案を区長が受ける制度をいう。

(所掌事項)

第3条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 協働事業提案制度による事業の選考及び評価に関すること。
- (2) 協働を推進するための施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が協働を推進するために必要と認める事項

(組織)

第4条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する15名以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者

- (2) 社会福祉法人江東区社会福祉協議会江東ボランティア・センター所長
- (3) 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団管理課長
- (4) 公募により選任された区民
- (5) 地域振興部長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠員により補充する委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第7条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて推進会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成25年度に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成26年度末日までとする。

(2) 江東区協働推進検討委員会設置要綱

江東区協働推進検討委員会設置要綱

令和3年9月1日

3江地地第781号

(設置)

第1条 区と区民及び公益活動団体との協働を推進する施策を総合的に検討するため、江東区協働推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益活動団体 町会、自治会、ボランティア団体、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)、社会貢献活動を行う事業者その他の営利を目的としない公益的な活動を主体的に行う団体をいう。
- (2) 協働 区、区民及び公益活動団体が、江東区の地域課題の解決又は地域の発展を目指して協力して取り組むことをいう。
- (3) 中間支援組織 区、区民及び公益活動団体が協働をするに当たって、中立的な立場から、区、区民及び公益活動団体の仲介、調整等を行う組織をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 協働を推進する施策に関すること。
- (2) 中間支援組織の具体的な役割、運営方法等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、地域振興部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、政策経営部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会における協議に必要な事項を調査及び検討するため、委員会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、地域振興部区民協働推進担当課長をもって充てる。

4 副幹事長は、政策経営部企画課長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、会務を総理する。

7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(江東区協働推進中間支援組織検討委員会設置要綱の廃止)

2 江東区協働推進中間支援組織検討委員会設置要綱（平成24年3月19日23江地地第2264号）は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

総務部長、区民部長、福祉部長、障害福祉部長、生活支援部長、健康部長、子ども未来部長、環境清掃部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、江東区社会福祉協議会事務局長

別表第2（第6条関係）

政策経営部財政課長、総務部総務課長、区民部区民課長、福祉部福祉課長、障害福祉部障害者施策課長、生活支援部医療保険課長、健康部健康推進課長、こども未来部こども家庭支援課長、環境清掃部温暖化対策課長、都市整備部都市計画課長、土木部管理課長、教育委員会事務局庶務課長、江東区社会福祉協議会事務局総務課長

6 会議開催経緯

開催	会議体	主な議題
令和3年 9月14日	令和3年度第3回 区民協働推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・提案制度に関するアンケート結果報告 ・中間支援組織の検討経緯 ・見直しスケジュール
令和3年 9月22日	令和3年度第1回検討 委員会及び同幹事会	
令和3年 10月19日	令和3年度第2回 幹事会	
令和3年 10月27日	令和3年度第2回 協働推進検討委員会	
令和3年 11月11日	令和3年度第4回 区民協働推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・提案制度の見直し及び中間支援組織の設置に関する検討事項の整理
令和3年 12月21日	令和3年度第3回検討 委員会及び同幹事会	
令和4年 1月12日	令和3年度第5回 区民協働推進会議	
令和4年 4月11日	令和4年度第1回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・提案制度の見直し及び中間支援組織の設置に関する素案の提示
令和4年 4月19日	令和4年度第1回 協働推進検討委員会	
令和4年 4月28日	令和4年度第1回 区民協働推進会議	

〇〇年度 協働事業提案制度 採点表(素案)

資料2 別紙

1	
---	--

委員名【 】

審査項目	評価の視点・審査のポイント	自由意見・備考欄	評価	採点
団体の要件	団体が備えるべき要件を満たしているか。		優れている…5点	
事業目的	事業実施により達成しようとする目標や成果は明確か		普通…3点	
	地域課題(区民・地域ニーズ)の認識・分析的確か		劣っている…1点	
協働の必要性・効果	問題解決のために協働という手法が必要か			
	相乗効果、波及効果、区民サービスの向上が期待でき、区が関わる ことが相応しい事業か			
	地域住民の参画が期待できるか			
	行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか			
実効性・計画性	地域特性を考慮した事業内容か			
	団体の活動に基づいた、新しい視点と創意による事業内容か(単なる 団体の活動内容の提案になっていないか)			
	団体に事業を遂行できる能力(意欲・責任等)があるか			
	事業を実施するうえで、団体として必要な知識や経験を有した適正 な人員を確保できているか			
	事業計画、スケジュール、事業期間に問題はないか			
公益性	社会的公益性、地域課題の解決への取組は十分であるか			
将来性	事業に継続性があるとともに、制度適用期間後にわたる自主的な活 動による発展性・将来性はあるか			
	事業を継続していくために、資金や人材の確保に努めているか			
予算	費用対効果の視点に立って予算を積算しているか			
合計(80点満点)				

【自由意見】